

シリーズ 公的保障の基礎知識

Vol.3

地方公務員の医療保険制度 — 共済組合短期給付

民間医療保険や生命保険に適切に加入できているかどうか。それは、「必要保障額」を算出した上で判断します。必要保障額とは、自分や家族の将来や、万一の場合に対し、どの程度の備えが必要であるのかを見積もった金額のこと。公的保障等、既に自分に備わっている保障は差し引いて算出しますので、必要保障額を正確に把握するため、ひいては、適切な保険の選択のためにも、自分の加入する公的保障のことはきちんと知っておきたいものです。

シリーズ3回目となる今回は、地方公務員の加入する公的医療保険制度である、共済組合短期給付制度を解説していきます。共済組合では、年金を「長期給付」というのに対し、医療保険を「短期給付」と呼称します。

いわゆる保険証である共済組合の組合員証。医療機関の窓口で提示すると、医療費の自己負担が3割となるのは皆さんご承知のことと思いますが、これは「療養の給付」といい、数ある短期給付のうちのひとつです。

短期給付の種類は図1のとおりですが、これらは「法定給付」といい、すべての地方公務員共済組合で行われている給付です。その他各共済組合により「附加給付」も実施していますが、本稿では、法定給付を中心として短期給付制度を紹介していきます。

医療費負担を抑えたい!

医療費の自己負担率は3割とはいえ、たくさん病院にかかったり、高額な治療



(財) 地方公務員等ライフプラン協会
業務部企画課主査

紺谷健一郎

を受けたりすれば、当然その分だけ家計への負担は大きくなります。負担が過大となった場合の一助としては、民間医療保険や生命保険への加入もひとつとして考えられます。しかし、共済組合を含む公的医療保険には、自己負担を大幅に軽減する制度が設けられていることをご存じでしょうか。

ここでは負担軽減に役立つ制度として、「高額療養費制度」及び「一部負担金払戻金」について解説します。

高額療養費

高額療養費とは、1ヵ月間(月初め〜終わり)の医療費の自己負担額が上限額を超えた場合、超過額が支給される制度。支給額は、年齢等の要件により異なります。

図3 高額療養費の支給例（70歳未満・一般所得者）

- (例) 100万円の医療費で、窓口負担（3割）が30万円かかる場合
 ○自己負担上限額：80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1%=87,430円
 ○高額療養費支給額：300,000円-87,430円=212,570円

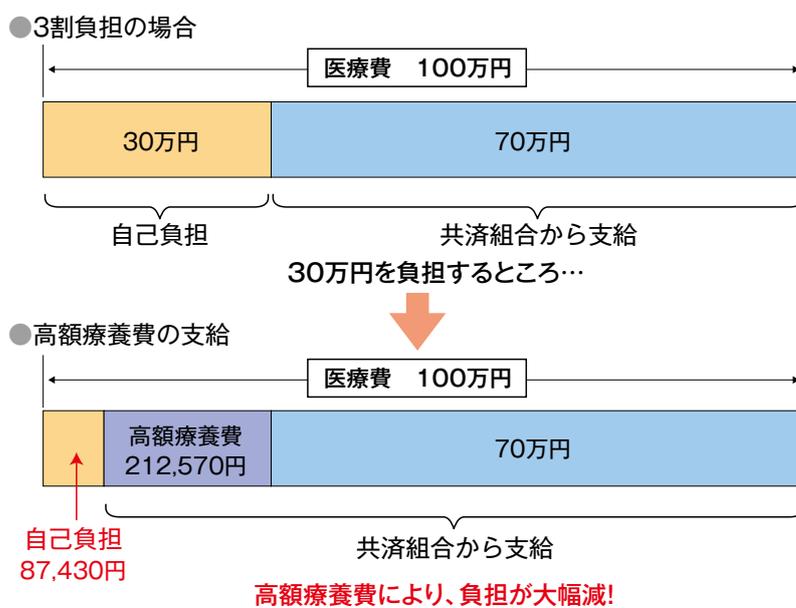


図4 限度額適用認定証の効果

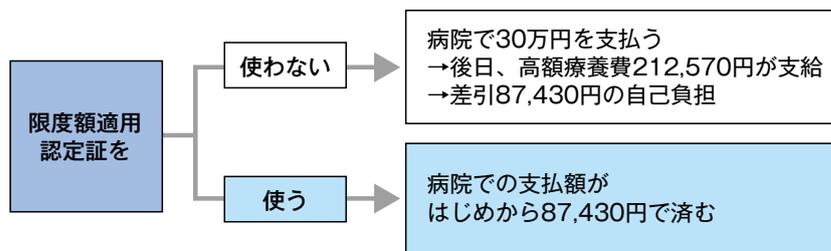
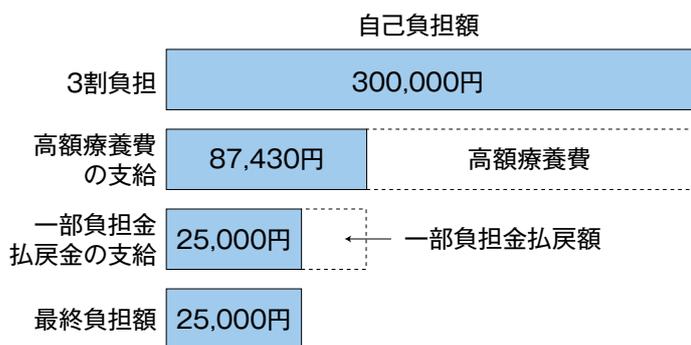


図5 一部負担金払戻金による負担減



※ 25,000円は一例です。共済組合により基準額は異なります。

き8万7430円が最終的な自己負担額となつていきます。負担が大幅に軽減されていることがお分かりいただけると思います。しかし、高額療養費の支給には、数ヶ月の時間を要します。戻ってくるお金とはいえ、一度に30万円の負担は大きい、と思われるかもしれません。こんな時、「限度額適用認定証」が活躍します。

限度額適用認定証

高額療養費の支給は事後となるのが通

常ですが、入院等の場合に限り、「限度額適用認定証」を組合員証と共に提示することで、窓口負担を初めから自己負担上限額にとどめることが可能です(図4)。なお、限度額適用認定証の交付を受けるには、共済組合への申請が必要です。

その他

・世帯合算

高額療養費の算定にあたっては、組合員本人の自己負担額だけでなく、世帯(組

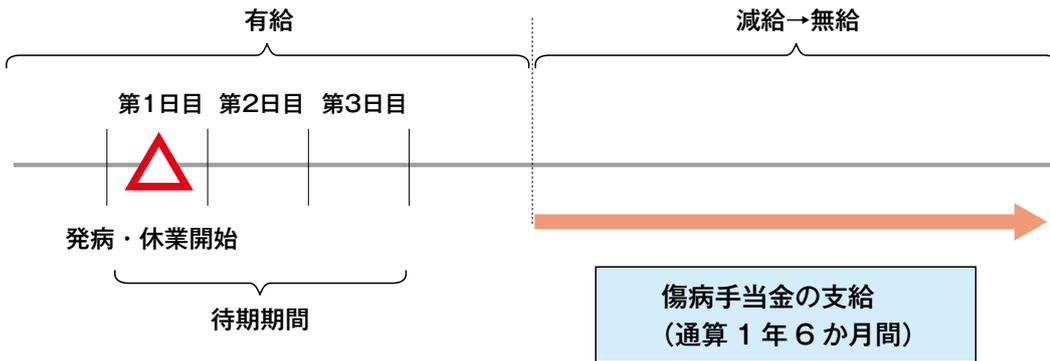
・高額介護合算療養費

世帯内に介護を受けている人がいる場合、医療費と介護費を合わせると家計の負担が大変大きくなるのが考えられます。そのような場合の負担を軽減する目

合員本人とその被扶養者)を単位とし、合算します。ただし、70歳未満の人については、2万1000円以上の診療報酬明細書(1ヵ月間に1つの保険医療機関等でかかった自己負担額の明細)のみが合算対象として扱われます。

世帯内に介護を受けている人がいる場合、医療費と介護費を合わせると家計の負担が大変大きくなるのが考えられます。そのような場合の負担を軽減する目

図6 傷病手当金の支給例



的で、平成20年4月から、「高額介護合算療養費」制度が設けられました。1年間（8月～7月）の医療保険・介護保険の自己負担額を合計し、自己負担上限額を超える場合に支給されます。上限額は、70歳未満の一般所得者世帯では67万円ですが、所得・年齢区分等に応じ、

細かく設定されています。

一部負担金払戻金

高額療養費に加え、さらに自己負担を軽減する制度として、「一部負担金払戻金」があります。診療報酬明細書1件につき、一定の基準額を超過した場合、超過額が払い戻される制度です。基準額は各共済組合により異なりますが、2万～2万5000円程度の設定が多いようです。高額療養費の支給ののち、さらに一部負担金払戻金の支給、となれば、最終的な自己負担額は一部負担金払戻金の基準額にとどまることとなりますね(図5)。

なお、本制度は各共済組合が個々に、余裕財源の範囲内で行うものですので、図1の給付一覧(法定給付)には含まれません。

ここまで、高額療養費・一部負担金払戻金による医療費の負担軽減を解説してきました。公的医療保険だけで、医療費負担は大幅に抑えられることがお分かりいただけたでしょうか。ただし、これらの制度の適用は、保険内の診療に限られますので、保険外診療(差額ベッド代等)については、民間医療保険や生命保険によるケアを検討する余地があるでしょう。

休業中の収入を補いたい!

ここからは、地方公務員が休業し、給

料が支給されなくなってしまう場合の保障について解説します。

傷病手当金

地方公務員が病気や怪我で休職となつてしまった場合、一定期間の保障はあるものの、休職期間が続けば、いずれは給料が支給されなくなります。そのような場合の所得の喪失・減少を防ぐために、共済組合から「傷病手当金」が支給されます。

どんなときにもらえるの??

共済組合員が公務によらない傷病にかり、その療養のために勤務できない場合、支給されます。公務上の傷病の場合は、給料が全額支給されるか、公務災害補償による補償があるため、傷病手当金の対象にはなりません。

いつからいつまでもらえるの??

傷病手当金は、傷病により勤務できなくなった日から数えて、3日の待期間を経てから、通算1年6ヵ月間(結核性の病気の場合は3年間)支給されます。ただし、勤務できなくなつてから、有給である期間については、傷病手当金の支給が全額停止となります。その場合は傷病手当金の支給開始日から通算1年6ヵ月間の支給となります(図6)。

